

広島県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域	広島県山県郡北広島町大字本地地内
伊勢坊川h (四三〇h)	伊勢坊川g (四三〇g)			
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
伊勢坊川f (四三〇f)	伊勢坊川e (四三〇e)	伊勢坊川d (四三〇d)	伊勢坊川c (四三〇c)	伊勢坊川b (四三〇b)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
伊勢坊川h (四三〇h)	伊勢坊川g (四三〇g)	伊勢坊川f (四三〇f)	伊勢坊川e (四三〇e)	伊勢坊川d (四三〇d)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。